## 主 本件上告はこれを棄却する。 理 由

本件上告の趣意は末尾に添附してある弁護人浅沼澄次作成名義上告趣意書と題する書面記載の通りである。

これに対し当裁判所は左の如く判断する。

(裁判長判事 吉田常次郎 判事 保持道信 判事 鈴木勇)